

○報告事項

教育委員会７月定例会について

○質問項目

- １ 県立高松北中学校の事案について
- ２ 県立高松北高校教諭の事案について
- ３ 県立石田高校教諭の事案について
- ４ 懲戒処分の指針の見直しについて
- ５ 「令和７年度における部活動の移動に関する実態調査」の結果と今後の対応について
- ６ 香川県民の日について
- ７ 旧県立体育館について

司会)

それでは定刻となりましたので、教育長の定例記者会見を始めさせていただきます。

まず、本日開催いたしました教育委員会７月定例会につきまして、淀谷教育長よりご報告させていただきます。

教育長)

本日の教育委員会７月定例会の内容についてご報告いたします。議案が４件、その他報告事項が４件でございました。

まず、議案第１号は、令和９年度香川県立高松北中学校入学者選抜要綱についてであります。お手元に資料配布してございます。

令和９年度の入学者選抜の基本的な事項を定めた要綱について、教育委員会にお諮りいたしました。

第２号議案は、香川県スポーツ推進審議会委員の任命についてでございます。

この審議会は、香川県のスポーツの推進に関して、専門的な立場から調査、審議いただくために設置しておりますが、各所属団体の役員異動に伴い、委員の任命について、教育委員会にお諮りいたしました。

第３号議案は、香川県社会教育委員の委嘱についてでございます。

香川県の社会教育・生涯学習に関して、専門的な立場から助言をいただくために設置しております。委員の交代に伴う委嘱について、お諮りしたものでございます。

第４号議案は、教職員の懲戒処分についてでございます。

今年4月、知人女性に対し、強要未遂を行った県立高等学校教諭に係る懲戒処分を議決いたしました。

事案の詳細は、この会見のあとで高校教育課からご説明いたしますけれども、教職員としてあるまじき行為でございまして、誠に遺憾でございます。今後とも、すべての教職員に対し教育公務員としての自覚を促し、県民、保護者の皆様からの信頼回復と再発防止に努めたいと考えております。

その他事項の1件目であります、令和9年度公立高等学校入学者選抜における全国からの生徒募集についてでございます。

お手元に資料がございしますが、令和3年度から実施しております、全国からの生徒募集の合格者数の上限について、報告したものでございます。

令和4年度の入試から、すべての公立高校と県立中学校で実施しておりまして、実施校は、高校が県立29校、高松市立1校の30校、県立中学1校の合計31校です。

公立高校における実施小学科・コース数は67、合格者数の上限は314名、高松北中学校を合わせると全体で319名とすることといたしました。これは、県内からの入学志願者を対象とした入学定員とは別枠で設けるものでございます。

施設設備の関係や実習ができる人数等を考慮して、物理的に受け入れが困難な学科については実施を見送ってございます。

県教育委員会と各校におきまして広報活動を行い、受験生の確保に努めたいと考えております。

その他事項の2件目、高等学校等教育改革促進事業に係る申請の概要についてでございます。

お手元に資料配布してございますが、高等学校等教育改革促進事業については、多度津高校、農業経営高校、丸亀高校、小豆島中央高校を改革先導拠点として申請しておりましたが、小豆島中央高校のみ採択という結果となりました。

不採択となった拠点については、再審査の機会が設けられておりまして、現在、再申請に向けて鋭意準備に取り組んでおります。8月10日頃に申請期限、9月中旬には採択発表の予定になっていると聞いております。

その他事項の3件目でございます。令和8年度障害者を対象とした香川県職員（学校事務）採用選考試験についてであります。7月16日に人事課から県政記者クラブに資料提供しております。

障害者を対象とする学校事務に関する採用試験について試験案内を作成し、現在、受付期間中ですので、その内容について報告いたしました。

是非とも多くの方に応募していただきたいと思っております。意欲ある職員を確保しようと考えておりますので、報道機関の皆様には、周知などに御協力いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

その他事項の４件目、「令和７年度における部活動の移動に関する実態調査」の結果と今後の対応についてでございます。

５月の新潟県の私立学校の事故を受けて、調査いたしました。本年６月に、県立高等学校２９校を対象に、令和７年度中の部活動における練習、試合出場に伴う移動の実態を調べました。

その結果、移動手段の選定については概ね適切に行われていたわけですが、一部に改善を要する運用が見られました。

そこで、調査で明らかになった課題、そして６月末に国からの通知もございましたので、その通知も踏まえまして、全県立学校長に対して、安全管理の徹底を求める新たな通知を、７月２１日付けで発出いたしました。

今回の通知では、組織的に対応すること、無理のない計画を作成し管理職の事前承認を得ること、移動手段の優先順位などを示しております。各学校においては、今回の通知を踏まえて、適切な対応をお願いしたいと考えてございます。

なお、当該通知は、公立小・中学校を所管する市町の教育委員会と、私立学校を所管する総務部にも情報提供させていただいております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

司会)

それではご質問等ございましたら、お願いいたします。

なお、ご質問の際には、始めに社名とお名前をお願いいたします。

記者)

高松北中学校の元ＡＬＴの逮捕の件で質問です。この問題は、去年１１月に最初の被害申告があり、学校側がようやく聞き取りを始めたのが去年の１２月。対象は当時の３年生だけです。他の学年からも声が上がっていたのに、それ以外の学年の本格的な調査、つまり恒例のアンケートに設問を加えるだけという簡易なものではなく、しっかりと被害状況を聞く意味での調査は３月になってからだと思います。県教委、高松北中学校の一連の対応を検証することはありますでしょうか。

教育長)

今回の案件については、結果的に逮捕ということになりましたので、大変残念というか遺憾なことだと思ってございます。おっしゃるように、１２月に３年生についてアンケートで調べ、そして２月にもすべての学年について調査をしたわけですが、訴えが特になくて。３月にも調査をして、その時点で特になかったんですが、３月末に改めて調査をすると多くの被害届が出てきたということでありまして。保護者のいろんな考え方があったという経緯もございますけれども、今回、やはり一定、反省する点もあるかなと思ってご

ざいますので、今回の一連の対応について改めて検証もしながら、個別の事態に対してどう対応していくかということを考えていきたいと思っています。

記者)

検証はどういう体制で。

教育長)

体制は、現時点では考えていないですが、まずは内部的にどういう点が課題であったか。いずれにしても、いろんな事案が起こった時には、より良い方向に進んでいくために省みる必要があると思っていますから、まずは内部的に何が問題だったのかということ、しっかりと学校現場も含めて、聞き取りをしたいと思っています。

記者)

内部だけでやっていると、結果的には具体的な行動は取らなかったということがありましたので、それを内部でもう一度やっても、ちゃんとした検証にはならないのでは。

教育長)

検証そのものを内部でというよりも、問題点とか課題認識を共有する必要があると思っています。その上で、いろんな専門家の方に意見を聞くようなことも方法論のひとつとしてはあるのかなと思っています。

記者)

いつを目途に結論を出すのでしょうか。

教育長)

時間軸はまだはっきりしていない。内部でも議論していないものですから。けれども、いずれにしても急いでやらなければいけないと思っています。

記者)

この問題は、プライバシー保護といいますか、一部の保護者が何も聞いてくれるなということもあったので警察に相談もしていないという説明をこれまでされてきました。ただ、逮捕した時に、この男は岡山で塾講師をしていた。性犯罪というのは、再犯とかエスカレートする可能性があると言われています。再発防止だとか、被害の拡大阻止の観点から、これまでの対応について問題を感じないでしょうか。

教育長)

振り返ってみれば、少なくとも3月の段階で、警察にいろんな相談をする必要があったのかなと思っています。

一方で、学校現場において、保護者の様々な意見がある中で、それを無視してというか、強引にいろんなことを進めるのは、なかなか学校としても難しいというのは私もわかります。なので、今回、いろいろなリアルな葛藤の中で、こういう対応になったのかなと思いますが、おっしゃるように再発防止とか、そういった視点が一定欠けていた部分もあるかもしれませんが、そこも含めて、内部的な課題認識をまずはしたいということでございます。

記者)

複数の被害申告が出たのは3月とおっしゃっていますけれど、去年12月の段階で、もうすでにあったと思いますが。

教育長)

被害というか、具体的な発言概要まではなかなか言えないんですけども、性暴力的な行動なのかどうなのかというのは、12月の段階では、はっきりわからなかった部分もございますので。

記者)

そこを察知できなかったことを問題視すべきではないですか。

教育長)

今回の一連の対応、事実関係、受け止めも含めて、まずは内部的な課題認識を共有したいと思います。

記者)

少なくとも3月には警察と相談すべきというふうな話が先ほどありましたけれど、3月ではなくて、もっと前の12月だったことを視野に調査をすると。

教育長)

今、思っているのは、本当に全学年にわたって調べたあとに、複数人から（訴えが出てきたとき）。今まで何も特に訴えがなかったわけですから。それが3か月経って（複数人から）訴えが出てきた。その段階で、少なくとも告発ということではなくて、相談はできていたのかなと思います。

記者)

高松北高校のフェンシング部の体罰についての質問です。これまでの調査で、当該教諭は去年7月に体罰、その後の調査で肉体的苦痛を与える行為、具体的にはファント1,000本の指示、重要な大会前の長期間の練習禁止、暴言、校長の命令を破っての謹慎期間中の指導、この3つの行為をしていたことが判明しています。

これに対し、前回6月の会見で教育長は、体罰については昨年9月に嚴重注意、その他の

問題行為には今年３月に文書訓告の措置をした。一度、措置を講じたものを遡って措置をすることはできないとおっしゃっていましたが、その回答に誤りはないでしょうか。

教育長)

そうですね。遡ってはできません。

記者)

今年３月の文書訓告というのは、７月の平手打ちは加味していないということですか。

教育長)

加味していませんね。新たな事実は７月の（平手打ちの）部分からは出てこなかったということですから、加味していませんね。

記者)

加味していないと。その対応でいいですかという話を私が先月に質問をして、そういう措置を取ったことの妥当性については、また説明するとおっしゃっていましたが、なぜそのような判断をしたのでしょうか。

教育長)

７月の体罰については、その（９月の）時点で、口頭厳重注意という矯正措置を講じました。その後、いろいろと保護者とかからも申し出があって改めて調査をさせていただいたわけでございますけれども、令和５年ぐらいから不適切な行動もあったということでありまして。今回のファントの話もそうですけれども、それは別のものとして、別個に処分を行ったということでもあります。

記者)

当該行為の行為全体をきちんと全部並べて、その上で措置をすべきじゃないんですかというのが私の質問であり、なぜそれをしないんですか。

教育長)

時間的に離れていたこと、行為の態様を全体的に見ると別個のものと考えられることから、そのような判断をしております。

記者)

そうなる、これまでの回答と違ってきますけれど。

教育長)

最初にお話しした、改めて調べた上で、９月の処分が妥当だったのかどうか確認して

いきたいというようなことを私が申し上げたことに対してでしょうか。

記者)

それもそうですし、3月に処分が出た時点での担当課への取材で、平手打ち、プラスその他の行為も加味しての文書訓告ですという回答でした。

教委担当課)

9月30日付けで1回目の口頭厳重注意になりました。それは、そこまででわかった事実にもとづいて、そういった措置をさせていただいた。その後、新たな事実がわかりましたので、ここについては、その事実にもとづいて3月30日付けで措置をしました。当然、この時には、記者がおっしゃっていたような、懲戒処分の指針で同じような行為があった場合に重くするというような部分も加味して、総合的に判断して、9月30日以降に出た新たな事実にもとづいて、3月30日に措置をしたというところです。

教育長)

9月30日は加味したという整理でいいのか。

教委担当課)

そうですね。9月30日付けの部分も。

記者)

それは取材でしつこく聞いているんですよ。その上で、平手打ち、プラスその他。

教育長)

別個の措置じゃないのか。

教委担当課)

ここ(9月)の措置とは別です。

記者)

3月の処分をする際に、平手打ちの事案、プラスその他の問題行為、全部まとめて文書訓告でした。だから口頭注意よりかは重くなっているんですっていう説明でした。

体罰で怪我をさせたっていうのが去年7月にあって、それ以外の行為っていうのは、要は怪我はしていないわけですよ。なんでそれ以外の処分のほうが重いんですか。

教育長)

(処分が)重い軽いというのは、文書になっているからということですか。

私の認識は、7月の事案、平手打ちですね、それと次に新たになったファントもそうです

けれど、不適切な発言とか何個かありますよね。その事実を踏まえて、具体的な処分量定を考えた。結果、口頭でやる（嚴重注意する）というよりも、文書でしっかりと諭すべきではないかという判断だと認識しております。

記者)

文書で諭すやつに平手打ちは入っていないんですか。

教育長)

入っていないですね。

記者)

その判断がおかしいんじゃないですかという話。

教育長)

判断がおかしいとは。

記者)

バランスが取れないじゃないですか。時期的に離れていて別個の行為です。片方は怪我していますが口頭注意。もうひとつは怪我もしていない。

教育長)

怪我については、7月の分についても怪我の認定はしていない。我々の処分は。確認できていないから。

記者)

認定をすべきなんではないんですか。

教育長)

認定できてないんです。

記者)

教頭が見たって言っているのに、なんで怪我の認定をしないんですか。

教育長)

聞き取りを全部その時点でやった結果で対応をしていますから。怪我が確認できなかったものだから、怪我の認定をしていないんです。現実には。

それと、今回の不適切な対応を全部お答えすることは実はできないんですけれども、文書訓告になるような内容であったということです。不適切な発言とか、精神的、肉体的な苦痛、

それに加えて他にもあったということなので、それを全部認定して、今回の矯正措置を決めたということです。

記者)

平手打ちで怪我は認定できなかったと。

教育長)

できていない。

新しい3月30日の処分は、保護者からの文書もあったりして、それを踏まえて何年も遡って調べました。本人からも聞き取りました。保護者の文書にあるような、肉体的に追い込むようなやり方もあれば、ちょっと不適切じゃないかという発言もあり、加えて、これはちょっとだめだろうということもあるわけです。それも含めて、文書訓告にしたということです。

記者)

それには7月の平手打ちは入っていないということですね。

教育長)

入っていないですね。

記者)

県立石田高校の自転車競技部の元生徒が顧問からパワーハラスメントを受けていた、そして香川県に裁判を起こした件でお伺いします。まず、元生徒による提訴についての受け止めを教えてください。

教育長)

国家賠償請求ということでの提訴でございまして、訴状があるわけですから、その内容等を十分に精査して適切に対応したいという受け止めでございます。

記者)

実際パワーハラスメントに当たるかどうかなどはこれから裁判の中で争われていくと思うのですが、その前段として、去年7月に公道で練習中に事故があった。その対応はその後の訴えにつながっていくわけですがけれども、顧問がその場にしながら消防や救急や警察に通報せず、自力で帰したというようなことになっています。この対応についてはどう考えられますか。

教育長)

すべてが適切であった、とは思っていないですね。何らかの対応が必要であったのかもし

れません。全体として、部活動の顧問ですから安全に配慮しなければならないという務めがありますので、事故後の対応がすべて適切だ、ということではないと考えています。

記者)

特にどの点を問題視されますか。

教育長)

それは今まさに争いの論点になる可能性もございますので、なかなかこの場で申し上げることが難しいかなと思っています。

記者)

一般論として、部活動中にどうしても事故というのは起きるものだと思うんですけども、それに顧問なりがどう対応するかみたいなマニュアルや基準というものはあるんですか。

教育長)

あったと思いますが、それもケースバイケースで動いていると思いますので。何が適切で何が適切でなかったかというのは、その場の全体としての状況の中で判断すべきかなと思いますが、（この事案では）怪我をしていますから。全体として、すべてが適切だった、とは思っていないですね。

記者)

今回、提訴をきっかけに表に出てきたわけですが、懲戒処分の基準に当たらないということとで、これまで出てきていなかった。今回、懲戒処分に至らなかった判断、どういう点をもって前段の矯正措置で終わったのかということについては、いかがでしょうか。この顧問に対して、事故の対応、それからその後のパワーハラスメントと言われるような行為を、県教委としても一定、認定をされていると思うんですけど、裁判に差し障りない範囲でも構いませんが、どういう点をもって県教委として措置を取られたのかということをお聞かせください。

教育長)

どういう点というのはちょっと難しいですね。ただ、いろいろ事実関係は調べた上で、一定の対応をしたということでもあります。

記者)

例えば先ほどの高松北高校のフェンシング部の先生だと、文書訓告とか口頭厳重注意ということですけども、（石田高校の顧問への）措置は何に当たるんですか。懲戒処分には至らないという判断だったわけですね。

教育長)

そうですね。法律上の処分ではないですね。

記者)

引き続き顧問もされているようなんですけれども、それが適切なのかどうか。特に、公道で練習中に事故があって、警察に通報するというのは当然やるべきことかなと思っていて、それをやっていなかったような顧問が指導を続けていいのかっていうところは、率直に疑問に思ったりもするんですが。

教育長)

少しは部活動から外れていましたけれども、部員の保護者にも個別に説明をして、ご了解いただいた上で指導しているという状況です。

記者)

基本的には、顧問が部活を続けるかどうかというところは学校の判断ということになるんですか。

教育長)

学校が何も制約なく判断できるというわけではない。

教委担当課)

一応、校長先生に権限の責任はあるんですが、無制限でできるかといったらそうではない。

教育長)

保護者もいますので。

記者)

改めて、裁判にもなっているということを機に、部活動中に起きた事故への対応をめぐって、広く各学校なりに通知するみたいなことはないですか。

教育長)

今、訴状の内容だけが世間に出ているわけでありましてけれども、係争中なのでこの案件については何とも言えません。ですが、これも体罰の一種でありますし、先ほどの高松北高校、高松北中のA L Tの話もそうなんですけれども、そういう案件がいろいろありますので、安全管理とか部活動中の事故とか、どういう絞り方をするのか、あるいは全体的に何かやるのか、周知の仕方も含めて、効果がないと意味がないので通知を送ったから終わりというのではなくて、何か考えなければいけないなと私自身は思っています。

その上で、今、懲戒処分の方針を持っていますけれども、本当に今日的に今のままでいいのかとか、そういうことを改めて考える必要があるのかなということも思っております。記者さん方が、こんな処分がいいのか、軽すぎるんじゃないか、というまさにそれが一般的な感覚ではないかなというようなことも思っていますので、そういうところも含めて、改めて考える必要があるかなとは思っています。

記者)

先ほど、これも体罰の一種であるという発言があったかなと思うんですけど、体罰というのはどこを指しているんですか。

教育長)

暴言とかがあったというようなことが訴状にもあると思いますが、それは不適切な言動ですから、そういう意味ではそれも体罰のひとつかなということです。

記者)

総体中の暴言が体罰に当たるということですか。

教育長)

言葉の（文部科学省の通知において示されている体罰）。

記者)

暴言が体罰であると。事故の対応は別に体罰ということではないと。

教育長)

体罰ではないですね。体罰の認定は、なかなかできないと思います。

記者)

先ほど文書訓告ってということだったと思うんですけど、どこを矯正措置として捉えたか。暴言だけなのか、事故も含めてなのか。

教育長)

これは全体ですよ。全体としてです。

記者)

事故以降のことですか。

教育長)

全体としてですね。

記者)

事故以降の事故の対応と、その後の暴言とかを含めて矯正措置をしたということですか。

教育長)

どの部分をどう認定してというのが、まさに今、法廷でも事実認定される部分でありますので、その部分はちょっと今お答えしかねます。いずれにしても、過失とか、故意の度合いとか、行為の動機とか、態様とか、結果どんなものだったかとか、そういったものを総合的に勘案して処分の量定を決めているということでもあります。

記者)

先日、担当課に取材したところ、事故の対応は不適切に当たらないっていう回答があったんですけど、それは誤りだったということでしょうか。

教育長)

私は、不適切に当たらないという発言はしていないと聞いていますので。すべてにおいて適切であったとは考えていないという発言、そういう趣旨のお答えをしたと聞いていますので、それは誤解があったのではないかなと思っています。

記者)

録音があるんですけど、その中で事故の対応は不適切ではないし、懲戒処分や矯正措置に当たらないですっていう回答があったんですけど。

教育長)

もう1回聞き直していただければ。私はそういう報告は受けてなく、共通認識として、事故後の対応について、すべてが適切な対応だった、とは思っていないということです。

教委担当課)

道交法上は、事故を起こした生徒同士の間で通告義務があつて顧問にはないんですが、ただ、教育長がおっしゃったように、顧問である限り、そこで状況を見て、適切な判断として救急車を呼ぶとか、そういったところがあつても良かったのではないかというところは、落ち度があるのかなと思っています。

記者)

朝日新聞として取材したときに、事故は不適切に当たらないというふうに聞いていたんですけど、それは事実ではないということですか。

教育長)

事実ではないというのは、教育委員会の認識がということですか。

記者)

回答はしていないという部分。

教育長)

教育委員会の認識としては、すべてが適切だった、とは思っていない。法律上の義務は基本的にはないとは思いますが、何らかの対応はあってもよかったのではないかと思います。

記者)

確認ですが、矯正措置の範囲としては、事故を含めてそれ以降の対応を範囲としている。

教育長)

おっしゃる通りです。

記者)

終点はどこになるんですか。起点は事故だとして、どこまでというのは。

教育長)

昨年の12月15日に矯正措置を講じております。

記者)

その矯正措置の日までの期間の対応をとって矯正措置にしたということですか。

教育長)

事故から不適切な言動ぐらいまでしかないんですね。

教委担当課)

我々も調査をする中で、やっぱり関係者から聞き取りをしますので、一定の期間を要する。一定の期間を要した結果、12月15日ということなので。何回も同じような事案があったわけではなく、インターハイのところがあって、そこから調査に時間を要した。

記者)

時期的には事故が起こってからインターハイまでの期間ということによろしいですか。対象になった期間というのは。

教育長)

訴状はそうになっているんじゃないですか。

記者)

矯正措置の対象となった期間。

教育長)

そうですね。そのあと事実はなかったと思いますから。

記者)

事故からインターハイまでの期間をもって矯正措置にした。矯正措置の日付としては昨年12月15日ということですね。わかりました。

記者)

先ほどの質問の中で発言のあった、懲戒処分の指針はあるけれども改めて考える必要があるのでは、というお話で。懲戒処分の指針というのは、県教委が定めているものがあるということですか。

教育長)

そうです。これは国の通知が発端なんですけれども、懲戒処分の指針というものを作成して、公表しながらやっていくというような通知もありましたので、一昨年、いろんな方の意見、あるいは他県の事例とかも含めて情報収集して、懲戒処分の指針というものを香川県教育委員会として作成して持っております。

記者)

それについて、改めて考える必要があるんじゃないかということでしたが、これは具体的にこういった形に。

教育長)

今、作った現物がありますから。他県のものも集めて参考にしながら、今の指針で本当にいいのか、わかりにくいところがあるのであればしっかりと書き込むとか、そういったことが必要なのかなと思いますし、処分が軽いんじゃないかとか、そういったご意見もありますから。どんな時にはどうという、ある意味メルクマールの的なものを見せて、教職員がわかって、抑止効果になるようなものになっていけばいいのかなと思っています。

記者)

懲戒処分になるかどうかという基準を厳しくするというよりも、基準をよりわかりやすく表現を改めるとか、そういうような意味合いでしょうか。

教育長)

基本はそうですけれども、基準を変えた方が今の世の中にはいいんじゃないかという話であれば、そういう対応も必要になるのかなと思ってまして。改めてというのは、そういうことです。

記者)

もう取り組まれるということなんですか。

教育長)

指針の見直しには踏み込んでやろうかなと思っています。

記者)

いただいた資料の部活動の移動に関する実態調査なんですが。昨年度1年間の詳細について、「5 調査結果及び課題」の(1)の4つ目で「移動手段の選定は概ね適切に行われていたものの…」とあって、これは県内移動と県外移動どちらも含んでということなんですか。

教育長)

そうです。すべて。

記者)

その上の県内移動について、ほぼすべてが生徒の各自移動であったということですが、でも、ほぼすべて以外の部分で、不適切な部分というのは含まれていたんでしょうか。

教育長)

生徒が各自移動したやつですよ。

記者)

「ほぼすべてが」となっていて、それ以外の本当にごく一部かもしれないんですけど、他の対応はあったんでしょうか。

教委担当課)

県内は、例えば保護者の自動車に複数生徒が乗り合わせて移動していたりであるとか。

教育長)

乗り合わせを学校がお願いしたっていう事案はあったのかな。

記者)

(1)の下から2つ目の、学校が保護者等に対し、生徒の乗り合わせによる輸送を依頼した事例。県内移動の中で、こういった事案もあったということですね。ここについては、どこが不適切かもしれないという部分なんでしょうか。

教育長)

責任者がいないということです。

記者)

移動のときに。

教育長)

保護者だけなので。依頼しているということは、学校が関わっていますからね。

記者)

自分の子どもを送り届けるというのは普通にある。

教育長)

全く当然あるんですけど。

記者)

学校側が依頼せずに、近所の子と一緒に一人の保護者が送迎するとかいうことも、そこまで不適切とは考えられない。

教育長)

全く考えていないです。

記者)

学校側が依頼してってということについて、責任者がいないんじゃないかということですね。わかりました。

県外移動についてなんですけれども。資料の中ほどにある、教職員が運転するレンタカーとか、外部指導者が運転するレンタカーとか、あとは保護者が知人からマイクロバスを借りるとか、この3つについては県外移動の事案なんでしょうか。

教育長)

県外移動です。

記者)

いわゆる白バスというような様態のものは、今回の調査では見受けられなかったということでしょうか。

教育長)

はい。

記者)

保護者がマイクロバスを知人から借りて運転するということも、いわゆる営業目的ではないということですね。

教育長)

そうですね。

記者)

ここも先ほどのお話のように、責任者がいないということ。

教育長)

責任者がいないということで、不適切であるということですね。

記者)

そういったものがごく一部、見受けられたということですね。

(2)の学校管理自動車を実際に持っている9校のうち、3校が(運用基準を)未策定だったというところ。この未策定というのは、本来は策定すべきものということなんですか。

教育長)

できれば策定してほしいということです。要綱とかそういうもので決めていますから、基本はそれに則ってやっていただければいいんですけれども、人が変わっていったりするの。この学校の運用ってどんな基準なのかというのは、人が変わっても、いつでもわかるような状態にしてほしいという意味で、学校ごとに運用基準を持っておいってくださいね、というのがあったんですが、3校は未策定だったと。そういう理解ですね。

記者)

運用基準を持っておいってくださいというのは、県教委の言葉(文書)になっているものなんですか。

教育長)

問い合わせに対して、事実上お願いしてきたということですね。

記者)

この3校も、事実上のお願いがあったことは知っていたということなんですか。

教育長)

知っていたと思いますけれど、そこまでは確認できていない。

記者)

この3校が、特別不手際があったと読めなくもないなと思ったんですけど。

教育長)

そういうことではなくて。こういうのを作っていなかったの、改めて作ればいいんじゃないかなと。要はそういうことですかね。

記者)

その下にある、500km以上走行とか、深夜走行とかということについては、これは避けるべきというふうになっているんでしょうか。

教育長)

避けるべきですね。危険なので。

記者)

文書にあるんですか。

教育長)

今はないですね。

記者)

聞き取りの中で発覚したものうち、これはちょっと安全面から考えると、ということですか。

教育長)

そうです。

教委担当課)

学校によって、何kmまでとするとか、規定があったりするところもありました。何km以上だったら2人の運転手をつけるとか。

教育長)

実際にこういう事案があったので、今回、通知の中には明記した。

記者)

そういうことなんですね。

県教委で定めているもので、この9校については、最低限、守らなければいけないところについては守れていた。その上で、これはちょっと安全の面から考え直すべきだろうというのが、この対応ということですか。

教育長)

そうです。

記者)

これは文化部も含めてでしたね。

教育長)

文化部も含めてです。

記者)

通知はもうされているということで。

教育長)

7月21日付けですね。

記者)

留意事項も含め、県立学校長に対して、この2通の通知については、これに沿う形で運用してほしいと。

教育長)

そうですね。それと、学校管理自動車について(の管理要綱)は今までにもありますから。それは生きたままでということですね。

記者)

この部活動移動の件でお伺いしたいんですけど。全部で総移動件数が10,945件ある中で、それぞれ不適切だった事例が何件かみたいなのは。

教育長)

お答えできると思います。件数ベースで。

記者)

言ってもらってもいいですか。

教育長)

精査して後ほどお伝えする。

記者)

今回、通知を、5月、6月、改めて7月21日に出された中で、どのあたりが一番変わったのかというところは。

教育長)

基本は6月30日の国のスポーツ庁の通知を踏まえたものになっていますから、そんなには変わっていないですけれども。

記者)

7月21日付けのものは、実態調査を受けて改めて出した。

教育長)

そうです。けれども、500kmとかは香川県独自のことなので。

記者)

別紙Ⅰは改めて注意喚起的なもので、別紙Ⅱの留意事項っていう通知が、今回の調査を受けて、数値とかも具体的に入れながら詳しいのを出したということですか。

教育長)

実際の運用上とか事務処理上、どうしたらいいかということもありますから、事務的な話も含めて留意事項という通知を出した。

記者)

今まで学校ごとにあった1日で500km以内とか、連続運転とか、深夜走行とかは、今回、初めて留意事項の中で明記したと。

教育長)

そうですね。これは初めて出したと思います。

記者)

他に留意事項で、今回、初めて盛り込んだことってありますか。

教委担当課)

レンタカーを明文化した。

教育長)

レンタカーの話は、はっきりしていなかった部分があるので、レンタカーを借りる場合も自分で契約してちゃんとやってくださいねということを、しっかりと事務的なことを含めて書かせていただいている。

記者)

要するに、きっかけは磐越道の事故だったので、それを受けてということですね。

教育長)

そうです。

記者)

あの事故以降、問題になっている中で、貸し切りバスで部員が移動する時に、顧問なり、先生が乗っていなかった事例みたいなものは、今回の調査の中で出ていたりするんですか。

教育長)

今回それは調査していません。

同乗することとは通知には書いてなかったか。

教委担当課)

通知には入っています。

記者)

昨年度どれくらいあったかは調べていないと。

教育長)

それは調べていません。

記者)

12月3日の香川県民の日に県立学校は休校にする。小・中学校は市町の教育委員会に任せるといったことだったと思うんですけど、今のところ各市町教委に問い合わせたところ、休校にすると決めたところはない。これに関しての受け止めに改めて聞いてもいいですか。

教育長)

それはもうまさに、ご判断したんだなという受け止めしかないです。

記者)

県立学校と市町の小・中学校で分かれたことについては。

教育長)

休校を制度として決めるのは教育委員会で、実際、運用上決めるのは校長ですから。そこは市町の教育委員会がご判断いただいたという受け止めしかないですね。別々になったといっても、それは結果ということです。

記者)

小・中学校向けに、県民の日をより理解してもらうための特別な授業とか教材とかっていうことで、県教委として何か考えていることってありますか。

教育長)

ふるさと教育というのはだいぶ歴史がありますから、それを改訂していく過程で、何かできることがあるとか、そういうことを考えていくのかなと思っています。

記者)

主に高校生ですけれど、休校になった生徒たちはどう過ごしてほしいとかありますか。

教育長)

もともとは、特別な日として意識してもらいたいという主旨でございますので。なぜ休みなのかというところから始まって、小学校、中学校、高校と発達していく過程で、ふるさと教育というものを受けてきた方も多いと思いますので、そういうところでいろんなことを感じていただけたらと思います。

記者)

懲戒処分の指針の見直しについてなんですけれど。少し言及もあったかと思うんですが、改めて、何ををもってこの見直しに踏み切ろうと思われたんでしょうか。

教育長)

懲戒処分の指針を作って、2年ちょっと経ちますから。今、いろんな世の中の動きも早いわけでありまして、そういう中でアップデートする必要があるのか、ないのかも含めて、一からやりたいというのが一点。

それと、今年度、懲戒処分は2件しかしてないんですけれども、懲戒処分に至らなくても、それ以外の矯正措置とか、そういった中でも体罰とかあるわけで。要するに、どういったと

きに、どういった処分なり、どういった対応をされるかということは、やはりしっかりとお知らせしておくほうが、すべての環境をより良い方向に持っていくために必要なのではないか。これは私自身の判断ですが、そういう判断のもとで、改めて、教育委員会内部でまずは議論したいなど。そういう考えのもとで見直したいという意味であります。

記者)

高松北高校フェンシング部とか、石田高校の件とか、それ以外も含めてなんですね。

教育長)

そうです。それ以外も今年は何件か、まだ他にも矯正措置がございますので。いろいろ起こっていることも含めて。それとやはり、処分は懲戒ですから懲らしめるという字が入っていますけれども、懲らしめるというよりも、より良い環境を作るためのものという整理でもありますので。保護者、先生、あるいは地域も含めて、より良い環境を作るために、こういった指針を持っているわけですから、それを今後の社会に合うような形で。何かがきっかけにというよりも、不断に見直す必要があるものではないかという意識の中で、今回、いろんなこともありましたので、見直していこうかなという考えです。

記者)

石田高校の事故についての取材での担当課の回答の件です。

確認したところ、不適切な対応に当たるような、懲戒処分や矯正措置に当たるような内容ではなかったというのが、事故の対応についての考えであると、当時の取材では喋っておられたんですけど。

教育長)

それ（措置）は、その（事故の）対応も含めてなので、その時の取材の内容について、今の立場で訂正させていただけたらと思います。

記者)

県教委としての正式な見解としては、事故の対応以降も含めて。

教育長)

訴訟になっていますので、違法なのか適法なのかというお話はできませんが、その時の対応が全部適切だった、というつもりは全くないということです。

記者)

旧県立体育館の進捗についてなんですけれども。解体工事の進捗と、記録保存事業の進捗について教えていただいてもよろしいですか。

教育長)

内装解体工事を施工中でありまして、2階とか階段の床仕上げ材とかを撤去しているところであります。2階の客席とか床の仕上げ材の撤去と、1階とかM2階の天井のアスベストの吹き付け仕上げ材の除去も既に終わったと聞いています。今、そんな状況です。

記者)

アスベストの仕上げ材の除去も現地で終わっていると。

教育長)

M2階の天井の部分と聞いています。

記者)

記録保存のほうはどうですか。

教育長)

記録保存は、インタビューとか3Dとか、いろんなものをやっていっていますから、それが順調に進んでいるということ。それと、一部は現物保存も考えていますので、生けどりみたいなことも同時並行でやっています。生けどりは、埋蔵文化財センターで一時的に保管して、どんな形で今後保存していくかということは検討していくようになります。

記者)

現物保存の対象は、ワイヤーの一部でよろしかったですか。

教育長)

全部がまだ決まっているわけではないですが、吊りケーブルは一部残します。それと、端の固定金具。アリーナの手すりとか、照明とか、あるいは座席とか、カウンターとか、今のところはそういうものを候補にして生けどりしていますけれども。

記者)

端の固定金具っていうのは。

教育長)

吊りケーブルの端に固定の金具がある。

記者)

記録保存は、いつ頃公開するとか目処は立ってきているんですか。

教育長)

全く立っていないですね。

記者)

どういう時期にという想定はありますか。

教育長)

まだないですね。時期的な目処も実はまだ立っていないくて。

記者)

公表するとしたら、どういうことを考えて公表時期を決めていくことになるんですか。

教育長)

解体工事の進捗状況とかも考えなければいけませんし、今、訴訟中でもありますから。そういう状況を含めてということになります。

記者)

内装の椅子とか、テーブルとか、照明の一部は、閉館が決まった時に撤去しているということを聞いていたんですけども、こちらも一時保管されているものを公開する予定はまだ立っていないですか。

教育長)

一時保管というか、東館の2階（県庁ホール前ロビー）には一部、移動したものを置いていますので（丸椅子、長椅子）。一時保管というよりも、もう既に公開しているという状況です。

あと、実用的に使えないものは、高松工芸高校のインテリア科に持って行って実習室に置いたり、あるいはミュージアムのやつは保管しておりますので。ただ、それを作品として展示するかどうかは、まだ決まっていないですね。

記者)

担当課に聞いたら、一部が県立ミュージアムと埋蔵文化財センターのほうで、今、公開はしていないけれど保管されていると言っていました。そのあたりを公開するかどうかはまだ決まっていないですか。

教育長)

まだ決まっていないですね。

司会)

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で教育長定例記者会見を終了させていただきます。